

## 鶴岡市地域包括支援センター運営業務委託 受託法人選定基準

鶴岡市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定にあたっては、下記の基準により評価するものとします。（満点100点）

項目	評価項目	配点	評価基準
①法人ならびに事業所運営に関する事 （計 55点）	(1) 応募の動機・理由	5	応募エリアの選定理由など、応募の動機は明確となっているか
	(2) 法人の概要	5	運営方針等から委託に適した法人であるか
	(3) 法人の実績	20	地域包括支援センターの運営実績があるか 高齢者関連業務の実績はあるか
	(4) 事業所の組織・体制	25	事業所は応募エリア内に設置予定か 高齢者等が来所しやすい環境か 市が求める職員を配置できるか 勤務体制はどのような体制か 欠員が生じた場合、補充が可能か
②地域包括支援センターの業務に関する事 （計 20点）	(1) 総合相談支援	5	高齢者の総合相談窓口として機能を果たすことが可能か
	(2) 生活支援体制整備	5	生活支援コーディネーターとの連携や情報共有は図られるか
	(3) 認知症総合支援	5	認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくりの推進に向けた取組みが可能か
	(4) 介護予防	5	要支援相当の高齢者への介護予防の取組みや環境づくりの支援は実現可能か
③業務管理に関する事 （計 15点）	(1) 情報管理	5	個人情報の取り扱いに関して、適正かつ安全に管理できる体制か
	(2) 24時間体制の構築(休日・夜間等)	5	休日・夜間等時間外の相談、対応体制が整えることができるか
	(3) 苦情処理	5	苦情等への対応について体制が整えられているか
④運営費に関する事 （計 10点）	(1) 予算との適合性	10	提示した委託料に見合った企画提案書となっているか
合 計		100点	